

古賀市教育大綱

—すべての人が尊重し合い未来を拓く子どもたちが輝くまち—



令和5（2023）年4月

福岡県古賀市

目 次

はじめに	1
1 古賀市教育の基本目標.....	2
2 大綱策定の趣旨	3
3 第5次古賀市総合計画と古賀市教育大綱と古賀市教育行政の 目標と主要施策との位置づけ	3
4 大綱の重点目標	4
(1) 「生き抜く力」を育み、未来を切り拓く子どもを育成する学校教育 の充実	4
(2) 人権と多様性を尊重する意識を高める学校・社会教育の推進	5
(3) 青少年が健やかに育つ環境の充実	5
(4) 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進	6
(5) 豊かな心を育む文化芸術活動の促進	6
(6) 郷土愛を育む文化財の保存・活用	6
(7) 学び合いを支える社会教育・生涯学習の活性化	7

はじめに

令和5年度が新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックという未曾有の事態を経て、今年には本格的な「再起動」の年となることを期待するとともに、私たち一人ひとりの努力でこれを実現しなければなりません。

そこで、あらためて原点に立ち返り、私たち先行世代は、私たちが享受している現在の社会よりもよき社会を、より豊かな社会を、子どもたちや孫たち、さらにはその先の世代につないでいく責任があります。

この「未来への責任」を果たすため、古賀の新たな時代を拓く、その決意のもと「オール古賀」で新たなまちづくりを進めていくためにも、「チルドレンファースト」を徹底し、子どもと子育ての支援に取り組みます。未来を生きる子どもたちが、個性や特長を生かして、生き方や働き方を自ら選び、生涯を通じて、スキルや知識をアップデートしながら、様々な困難を乗り越えて、それぞれの人生を生き抜いていけるよう、一人ひとりを社会全体で大切に育てていくことが重要であり、古賀市の強みでもある豊富な社会資源を最大限に生かしながら、社会の宝である子どもの学びを支えていく必要があります。

このような考えの下、変化の激しい現代社会において、いま直面している危機を乗り越え、明るい未来を切り拓くため、新しい時代の教育を確立するために、「古賀市第5次総合計画」に即しつつ、令和5年度の古賀市の教育施策の基本的な方針を示す「古賀市教育大綱」を策定しました。

今後、この新たな「古賀市教育施策大綱」に基づき、市長部局と教育委員会が一体となって、すべての子どもが将来への希望を持って、自ら学び、育つ教育環境を創り上げていきます。

令和5(2023)年4月

古賀市長 田辺 一城

1 古賀市教育の基本目標

古賀市の教育については、基本目標として「すべての人が尊重し合い未来を拓く子どもたちが輝くまち」を掲げています。

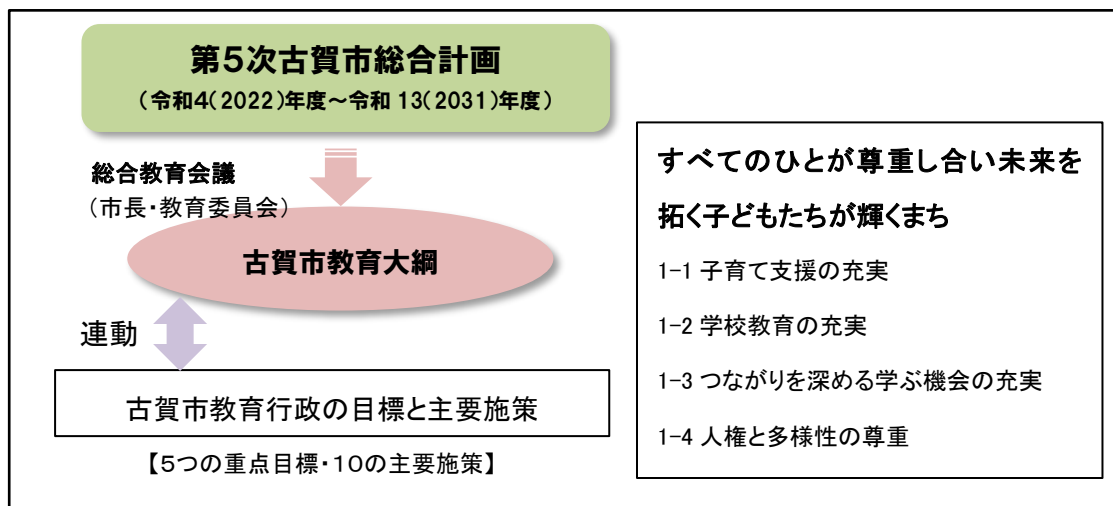
この目標に向かって、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、ふるさと古賀を愛し、地域の課題解決に意欲と責任をもって学び続け、人権尊重の精神を基底とし、ふるさとの自然と文化に誇りをもち、心豊かで創造性・協調性に富む人が育つ、教育の充実を図ります。

子どもたちの「生き抜く力」を育むために、これまで市独自に積み上げてきた、一人ひとりの児童生徒にきめ細かく対応するための諸施策の充実を図り家庭や地域と連携しながら、心身ともに心豊かで健やかな子どもの育成をめざして、個別最適化な学びと協働的な学びの一体的充実を推進します。

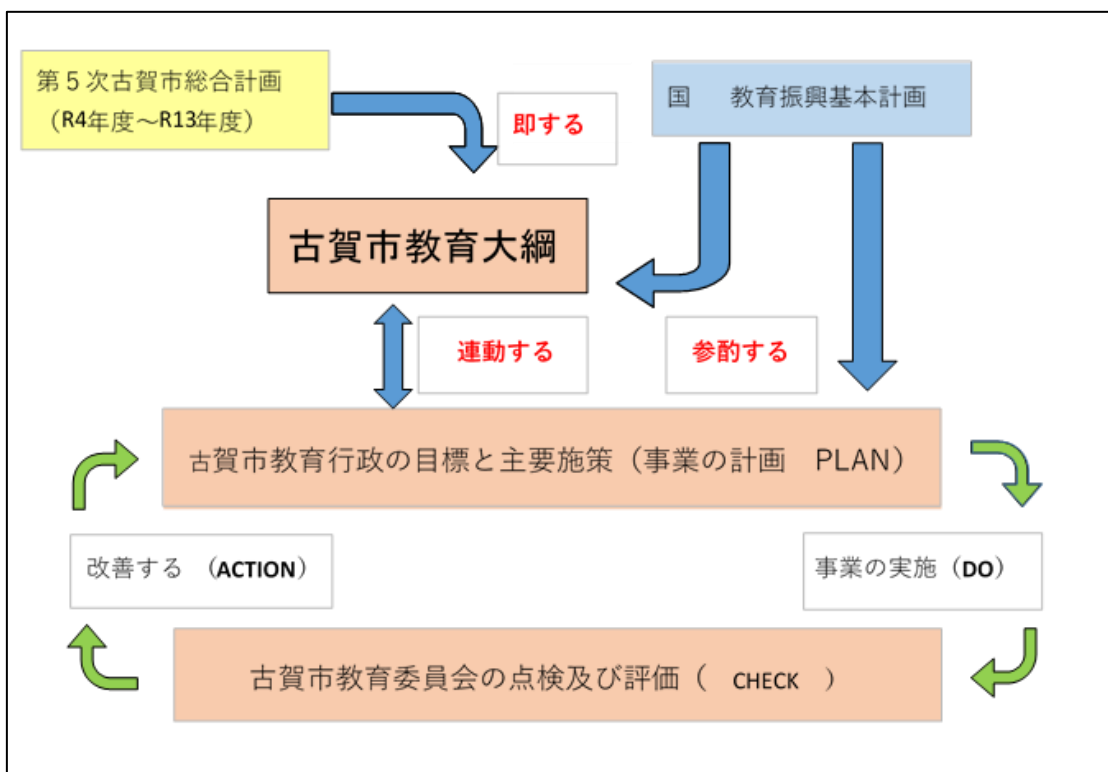
生涯学習の総合的な活動拠点となるリーパスプラザこが（中央公民館・図書館・歴史資料館・交流館）の機能充実と体制の整備に努め、古賀市の誇れる文化財と歴史遺産の保存・活用と次世代への継承、豊かな心を育む文化芸術活動を促進するとともに、明るく元気に交流し合うスポーツ活動を促進します。

2 大綱策定の趣旨

教育大綱は「第5次古賀市総合計画」の基本目標に基づく政策及び施策に即し、教育委員会が策定する「教育行政の目標と主要施策」と連動して、古賀市の教育がめざす方針を示した計画となるものです。福祉、地域振興などの一般行政と密接に連携させながら、教育行政の総合的な推進を図ります。



3. 第5次古賀市総合計画と古賀市教育大綱と古賀市教育行政の目標と主要施策との位置づけ



4 大綱の重点目標

「第5次古賀市総合計画」に基づき、以下7つの目標の実現を図ります。

(1)「生き抜く力」を育み、未来を切り拓く子どもを育成する学校教育の充実

すべての子どもが自分の未来について具体的な将来像を描き、主体的な学びによって、自らの可能性を最大限に発揮し、人生を切り拓いていける「生き抜く力」を育てることが大切です。

予測困難な時代を生きる子どもたちが自ら未来を切り拓いて生き抜くための資質・能力の育成を図るため、ICT環境を活用した情報教育、体験を重視したキャリア教育、豊かな感性を育む学校読書活動、多文化共生の理解を深める外国語教育、体力向上の積極的取組など、豊かな心・健やかな体・確かな学力のバランスのとれた「生き抜く力」を育む学校教育の充実に努めます。

また、子どもがふるさと古賀を愛し、持続可能な社会の創り手となるよう、学校、家庭、地域が目標を共有し、一体となって子どもの育ちを支えます。

不登校児童生徒数や特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加、外国人児童生徒の多国籍化、貧困、医療的ケア児や病氣療養中の子ども、ヤングケアラーなど、子どもの抱える困難は多様化・複雑化しており、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援が必要となっています。

そのため、原則35人以下学級の実現と多様な人的配置を行い、また、教育支援センターの環境整備などの教育相談体制を充実させるとともに、全教職員の指導力をたかめ、一人ひとりが安心して学ぶことができる体制の充実を図ります。

また、小中学校の水泳授業を民間委託し、専門的な指導による子どもたちの泳力の向上に取り組みます。

児童生徒の家庭環境や経済状況に関わらず、全ての児童生徒が等しく教育を受けられるような環境を整えるため、就学援助・修学支援の実施、健康診断や学校管理下での災害に対する保険加入等を行います。また、学力調査の実施により、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善を図ります。

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う諸対策の成果と課題を基に、新しい生活様式に対応した学習環境の充実、ICTを活用した「指導の個別化」や「学習の個性化」など、古賀市の新しい教育を推進します。

学校施設においては、「古賀市学校施設長寿命化計画」に基づく大規模改造による老朽化対策やトイレ改修、特別教室への空調設置による環境改善を実施するほか、学級数の動向に応じた教室配置の適正化や地域に開かれた学校とするための施設

の複合化、脱炭素化など、新しいニーズにも対応しながら学校環境の整備・充実を図ります。

給食センター施設においては、「古賀市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化を図るため、調理・洗浄機器を中心とした設備の改修、施設の老朽化対策を行い、安全・安心で確実な給食提供の充実を図ります。

(2) 人権と多様性を尊重する意識を高める学校・社会教育の推進

「人権」について全ての児童生徒が理解し、インクルーシブ社会の実現に寄与できるようにするために、学校教育全体を通じて、自他の人権を守ろうとする実践力をもった児童生徒を育成します。

「いのち輝くまち☆こが」では、毎年、児童生徒が人権についての学習を基に自分の考えを発表する人権作文発表、小中学校教職員と地域住民が一体となった取組を発表する実践報告などを実施し、市民と交流しながら人権教育の充実を図っていきます。

学校教育においては、性別、年齢、障がいのあるなし、国籍などに関わらず、幅広く多様な人々を包摂できるようにするインクルーシブ社会の実現に寄与できるよう、人権教育副読本「いのちのノート」等を活用し、児童生徒が人権や人権擁護の内容と意義についての知的理解を深化するとともに、人権が持つ価値や重要性を感受し、人権感覚を高めることができますようにします。

教職員においては、各種研修会の中に人権学習を位置づけ、各学校でも研修を行います。また、授業研修を実施し、授業改善に努めるとともに副読本を改編しながら、実践を通して教師の人権感覚、人権意識を高めていきます。

社会教育においても、各種会議や講座、関係団体の指導者研修で人権に関する内容を取り入れ、市民の一層の教育啓発に努めます。

(3) 青少年が健やかに育つ環境の充実

青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、青少年一人ひとりが「生き抜く力」を身につけ、自主性と協調性を持って心と体が健全に成長しているまちをめざし、青少年健全育成の環境づくりを推進します。

そのために、青少年に関する相談事業や関係機関との連携など、青少年を取り巻く問題に切れ目なく対応する環境づくり、児童館・児童センターや学童保育所による子どもたちの居場所づくり、地域の特性を活かして地域主体で行っている通学合宿、寺子屋、放課後子供教室や青少年育成団体による多様な体験活動や学習活動の

推進、子どもたちが次世代の担い手として活躍できる体制づくりなどに取り組みます。

(4) 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進

スポーツの推進は、市民が生涯にわたり健康で明るく活力ある生活を送るために、重要な取組の一つです。しかし、近年の社会情勢の変化やライフスタイルの変化等により、日常生活において体を動かす機会が減少しています。「第2次古賀市スポーツ推進計画」の基本理念「スポーツで市民みんなが、明るく交流しあう都市こが」、基本方針「スポーツで元気な人づくり」「スポーツで元気なまちづくり」に基づき、誰もが気軽にスポーツを実施できる環境をつくり、スポーツに触れ、継続し、健康づくりや仲間づくり、地域との交流、生きがいくりの推進などに取り組みます。

(5) 豊かな心を育む文化芸術活動の促進

子どもたちの豊かな心を育むためには、文化芸術に触れる機会をとおして、子どもが文化芸術への関心を高め、将来的には文化芸術活動を担う人材となり、また次の世代に繋ぐという循環ができていくことが大切です。このため、文化芸術をとおして人やまちを元気にすることを目的として策定した「古賀市文化芸術振興計画」に基づき、行政が施設整備や事業補助を実施し市民が利用するという「行政完結型」から、市民が主体となって文化芸術活動を行う「市民共働型」への転換を進めています。同計画アクションプランは、「環境づくり」を土台として「古賀市の個性を起こす」、「古賀市の新しい魅力を興す」、「誇りをおこす」という3つのおこすをキーワードに、市民・団体・行政のそれぞれが担う役割を定め、計画的に取り組めるように活動内容を明記しています。

また、全ての人にとって文化芸術が身近に楽しめるまちをめざして、地域の人材を活用しながら子どもたちが文化芸術に触れる機会や学びの場を提供するなど、全ての市民が文化芸術を楽しく、身近なものに感じられるよう、市民・団体・行政が一体となって文化芸術活動を促進していきます。

(6) 郷土愛を育む文化財の保存・活用

貴重な文化財の保存・活用を適切に行い、子どもたちが身近にある文化財等に気軽に触れ合える機会を増やすことで、郷土への愛着や誇りを育む取り組みをとおして、貴重な文化財を次に世代に継承しつつ古賀市の魅力をさらに向上させます。

平成28年10月に国史跡に指定された船原古墳は学術的評価が高く、出土品は

内容の豊かさから国の内外からも注目を集めていることから、九州歴史資料館との共同研究により全容解明に努めます。

船原古墳を古賀市の宝として次世代へ受け継いでいくために、「国史跡船原古墳保存活用計画」に基づき、遺跡の周辺環境を含めた保存管理・活用・整備を円滑に進めていきます。また、史跡公園として機能するよう歴史資料館を拠点とした普及・活用などの事業を展開するとともに、様々な手法を使って幅広く発信します。

歴史資料や民俗資料、及び考古資料などの文化財は、貴重な市民共有の財産として保存するとともに、市史編さんに伴う資料調査や歴史資料館での活用など、次世代への継承に継続して取り組みます。

歴史の薫り豊かなまちづくりや魅力ある観光資源へと発展させるため、文化財の調査・研究・保存を進めるとともに活用を推進します。

(7) 学び合いを支える社会教育・生涯学習の活性化

市民が人生をより豊かに過ごすために学習活動の機会に触れ、様々な活動団体や人々が交流し、相互に学びあう環境づくりに努め、学習成果を生かす場として、リーパスプラザこが（中央公民館、図書館、歴史資料館、交流館）が一体となり、生涯学習ゾーンとして各施設間の効率的な連携と有効利用を図り、新たな人の流れを生み出すとともに、利用促進を図ります。また、多様化する地域社会の要請に応える社会教育活動の広がりに対応して支援していきます。

超少子高齢社会の到来とともに、個人や家族のあり様も多様となり、新たな社会課題への対応や地域住民の繋がり、まちづくりに繋がる地域活動の重要性が改めて見直されてきています。

社会教育・生涯学習に係る方針も、社会課題へ適応するため、地域づくりを行う「地域形成活動」から個の豊かさを追求する「生涯学習活動」に主軸が移り、再度地域が主体性を持って活動する「地域主体活動」へと変容してきています。

また、地域学校協働活動など、地域社会に求められる役割期待も高まっており、社会教育・生涯学習が担う「ひとづくり」の側面も同様に高まってきています。

そのため、生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習できるよう、学習機会の充実を図るとともに、学びの場づくりや環境づくりを進めていきます。

発行者/ 古 賀 市

〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号

電話 : 092-942-1131 (教育総務課)

FAX : 092-944-5794

Eメールアドレス : kyoikus@city.koga.fukuoka.jp

発行日/ 令和5 (2023) 年4月